

令和7年8月1日

事業主 殿

熊野尾鷲労働基準協会長

## 職長・安全衛生責任者教育の実施について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、熊野尾鷲労働基準協会では、下記のとおり、標記教育を実施致します。

職長等、生産ラインの最前線における監督者は、安全衛生のキーマンとして、極めて重要な位置にあります。したがって、現場監督者の職にある者が、安全衛生についての十分な理解と知識を持ち、積極的に活動することにより、はじめてその職場や従業員の作業行動についての安全衛生の良好な状態が確立され定着されていくこととなります。

このような観点から労働安全衛生法第60条では「職長、その他作業中の労働者を直接指導または監督する者に対して安全および衛生についての教育を行わなければならない。」ことを事業主に対し義務付けております。一方建設業の統括安全衛生責任者を選任した現場では、関係請負人は、統括安全衛生責任者との連絡等の業務を行わせるため、安全衛生責任者を選任することが義務付けられています。

この機会に職長等の現場監督者を受講させられますようご案内申し上げます。

なお、建設業の方については、一般の科目より単位が増えますので、一般の12時間プラス2時間の合計14時間となります（製造業の方は、従来通りの12時間コースとなります）。

### 記

- |        |   |
|--------|---|
| 1 日 時  | 令和7年10月29日(水) 午前8時から午後6時まで<br>令和7年10月30日(木) 午前8時から午後4時30分まで<br>(但し、製造業の方は、午前8時から午後2時まで) |
| 2 場 所  | 熊野建設業協会 2階 研修室 (熊野市井戸町 351-2)   |
| 3 教育科目 | 次ページの教育カリキュラムによる  |
| 4 定 員  | 30名   |

裏面に続く

- 5 受講料 製造業：会 員 11,000 円 非会員 14,000 円（テキスト・資料代を含む）  
建設業：会 員 14,000 円 非会員 17,000 円（テキスト・資料代を含む）  
☆ 締切1週間で降のキャンセルについては、受講料の返金は、いたしません。  
但し、受講者の差し替えは可とします。  
（会員とは、各地区労働基準協会及び建災防熊野分会並びに林災防の会員）
- 6 申込方法 ①別紙申込書に受講料を添えて当協会に申し込み下さい。（ファックス可）  
現金書留、又は、銀行振込  
銀行振込先 百五銀行熊野支店、普通334767  
②申込先 〒519-4324  
熊野市井戸町 351-2 熊野建設業会館 2 階  
熊 野 尾 鷲 労 働 基 準 協 会  
Tel 0597-85-3489 Fax 0597-89-7007
- 7 申込締切日 令和7年10月10日(金) 郵送の場合、必着でお願いします  
なお、受付は先着順にて行ない、定員に達した時点で締め切ります。
- 8 修了証 教育終了の際、交付します。

職長等の教育を行なうべき業種

労働安全衛生法施行令第19条…法第60条の政令で定める業種は、次のとおりとする。

- 1 建設業
- 2 製造業  ただし、次に掲げるものを除く。
  - イ たばこ製造業
  - ロ 繊維工業(紡績業及び染色整理業を除く。)
  - ハ 衣服その他の繊維製品製造業
  - ニ 紙加工品製造業(セロファン製造業を除く。)
- 3 電気業
- 4 ガス業
- 5 自動車整備業
- 6 機械修理業

- ★ 法令で定める職長教育を行なわなければならない業種は上記のとおりですが、上記以外の業種の方でも受講できます。どの業種でもリーダーは、現場の安全衛生活動推進に当たり受講されることが望ましい。